

通達甲生総第12号

令和3年2月17日

本部内各部課長

警察学校長 殿

各警察署長

茨城県警察本部長

警備員等の検定の実施基準に関する要綱の改正について

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の検定については、同法及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）によるほか、警備員等の検定の実施基準に関する要綱（令和2年6月23日付け通達甲生総第139号別添）により実施してきたところであるが、この度、同要綱の一部を改め、令和3年2月17日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、警備員等の検定の実施基準に関する要綱の改正について（令和2年6月23日付け通達甲生総第139号）は、令和3年2月17日限り、廃止する。

記

改正点

警備業務従事証明書（別記書式例第1）、誓約書（別記書式例第2）、誓約書（別記書式例第3）及び1級検定受検資格認定申請書（別記様式第1号）の様式中「㊤」の表示を削除した。

別添

警備員等の検定の実施基準に関する要綱

1 趣旨

この要綱は、警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）の規定により、茨城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が実施する警備員等の検定の実施基準について必要な事項を定める。

2 検定担当者の配置

検定の円滑かつ効果的な実施を図るため、生活安全部生活安全総務課に検定に係る次の事務を行う検定担当者を置き、原則として警部以上の階級にある警察官をもって充てる。

- (1) 学科試験及び実技試験の実施時期、場所、種別及び級の決定に関すること。
- (2) 4の検定実施計画書の作成に関すること。
- (3) 学科試験及び実技試験の問題の作成に関すること。
- (4) 学科試験及び実技試験の実施の監督に関すること。
- (5) 検定の合否の判定に関すること。
- (6) 警察庁、管区警察局及び他の都道府県警察との連絡調整に関すること。

3 検定の実施時期等

検定の実施時期等は、警備業者数、警備員数等の事情を総合的に勘案して決定すること。

1回の検定は、原則としておおむね30人を対象に実施すること。

検定は、公安委員会が行う直接検定により行うのが原則であり、国家資格であることに鑑み、検定申請者が相当数（30人程度）見込まれる場合には、必ず実施すること。

なお、検定の実施時期の決定に当たっては、受検者の利便を図るため、法第23条第3項の国家公安委員会の登録を受けた者（以下「登録講習機関」という。）が行う講習会の実施時期等も考慮すること。

4 検定実施計画の作成

検定を実施する場合には、事前の適当な時期に、適宜の方法により、受検希望者数等を調査し、検定の実施を公示するまでに、次の事項を記載した検定実施計画書

を作成すること。

- (1) 警備業務の種別及び級
- (2) 受検予定人員
- (3) 実施予定期日及び場所
- (4) 実施予定期日における日程
- (5) 検定に従事する者の氏名
- (6) 使用する資機材

5 検定実技試験員の指定

検定規則第6条第3項の規定による検定実技試験員の指定は、次のいずれかに該当する者の中から行うこと。

- (1) 警察庁が行う警備業担当者養成専科を修了した警察職員
- (2) 警察庁生活安全局生活安全企画課長が(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める警察職員

6 検定の手続

(1) 検定の公示等

ア 検定を行おうとするときは、検定規則第7条の規定による公示を行うほか、ホームページに掲載するなどの方法により警備業者に公示事項を周知徹底すること。公示の方法は、茨城県報への掲載その他の公衆が知ることのできる状態に置くことができる方法によって行うこと。

イ 公示事項については、次の点に留意すること。

- (ア) 検定の実施期日は、検定の実施日及び時間が明らかになるようにすること。
- (イ) 検定規則第7条第2号の「受検手続に関する事項」には、次の事項が含まれること。
 - a 検定申請の期限
 - b 検定申請書の提出先及び提出の方法
 - c 検定申請に必要な書類
 - d 手数料の納入の時期及び方法
 - e 定員
 - f 検定規則第8条に規定する受検資格（1級の検定に限る。）

(ウ) 検定規則第7条第3号の「その他検定の実施に関し必要な事項」には、検

定申請者の数が定員を超える場合において受検を認める者の選択の方法が含まれること。

(2) 1級の検定の受検資格等

ア 受検資格

(ア) 検定規則第8条第1号の「当該種別の警備業務に従事し」とは、当該合格証明書に係る種別の警備業務に従事していることをいい、警備業者の使用人であっても、営業、会計等の事務に従事している場合は、「当該種別の警備業務に従事し」ているとはいえないこと。また、当該種別の警備業務の管理又は監督に従事している者で、法第45条に規定する警備員名簿に登載され、警備現場において具体的な指揮命令を行っているものは、「当該種別の警備業務に従事し」ている者に当たること。

(イ) 検定規則第8条第1号の「従事した期間が1年以上」であるとは、合格証明書の交付を受けた後、通算して1年以上当該種別の警備業務に従事した期間があることを意味すること。また、同一の警備業者の下でなくても、通算して1年以上当該種別の警備業務に従事していれば足りること。

(ウ) 検定規則第8条第2号の者には、エの「1級の検定受検資格基準及び認定手続」の資格認定の基準を満たし、資格認定の手続により認定を受けた者が該当すること。

イ 検定規則第8条各号に掲げる者に該当することを疎明する書面

検定申請者は、検定規則第8条各号に掲げる者に該当することを疎明する書面（以下「疎明資料」という。）を検定申請書に添付しなければならない（検定規則第9条第4項第1号）が、疎明資料としては、次のものを添付させること。

(ア) 検定規則第8条第1号に該当する者については、2級の検定に係る合格証明書の写し及び検定を受けようとする当該種別の警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）

(イ) 検定規則第8条第2号に該当する者として1級検定受検資格認定を受けた者については、その認定書の写し

ウ 疎明資料の作成要領等

- (ア) 検定規則第8条第1号に該当する者に係る警備業務従事証明書は、別記書式例第1に準拠して作成させること。
- (イ) 検定規則第8条第1号に該当する者について、一の警備業者の下で検定を受けようとする当該種別の警備業務に従事した期間が1年に満たない場合は、同号に該当することを疎明するために必要な複数の警備業務従事証明書を添付させること。
- (ウ) 検定規則第8条第1号に該当する者について、申込者が所属していた警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないうやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明させた上で同号に該当することを誓約する書面（別記書式例第2に準拠して作成させること。以下「誓約書」という。）及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出させること。
- (エ) 警備業者に対し、その警備員又は警備員であった者が検定を受検するために警備業務従事証明書の発行を求めた場合に、これを拒否することがないよう指導すること。

エ 1級の検定受検資格基準及び認定手続

(ア) 資格認定の基本原則

1級の検定は、2級の検定に係る合格証明書の交付を受けた後、1年以上の当該種別の警備業務の従事経験を有する者に対して行うことが原則（検定規則第8条第1号）であり、また、1級の検定の受検者の質的な均衡を図る必要があることから、資格認定は、極めて限定的に実施する必要があることに留意すること。

(イ) 資格認定の基準

資格の認定は、次のいずれかに該当する場合に行うこと。

- a 検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該警備業務の種別に係る検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第1条第2項に規定する2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であるものであること。

- b 指定講習の講師として委嘱されていた者で、当該警備業務を実施するために必要な専門的な知識及び能力を有すると認められるものであること。
- c 警察官の職にあった期間が継続して3年以上である者で、当該警備業務を実施するために必要な専門的な知識及び能力を有すると認められるものであること。
- d 登録講習機関の講師として委嘱されている者で、当該警備業務を実施するために必要な専門的な知識及び能力を有すると認められるものであること。
- e a から d までの事項に準ずる者で、当該警備業務を実施するために必要な専門的な知識及び能力を有すると認められるものであること。

(ウ) 資格認定の手続

資格認定の手続は、次の要領により行うこと。

- a 資格認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）には、その住所地又はその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会に、1級検定受検資格認定申請書（別記様式第1号。以下「資格認定申請書」という。）を提出させること。
- b 資格認定申請書には、申請者が(イ)に掲げる基準のいずれかに該当することを証する次の書面を添付させること。
 - (a) (イ) a に該当する者にあつては、検定を受けようとする警備業務の種別に係る2級の検定に係る合格証明書の写し及び旧2級検定の合格証の写し並びに当該種別に係る旧2級検定に合格した後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であることを証する警備業務従事証明書（警備業務従事証明書を提出できない場合には、誓約書（別記書式例第3に準拠して作成させること。）及び履歴書）
 - (b) (イ) b に該当する者にあつては、指定講習を行っていた法人の発行した講師として委嘱していた旨の書面
 - (c) (イ) c に該当する者にあつては、警察官の職にあった期間が継続して3年以上で、当該警備業務を実施するために必要な専門的な知識及び能力を有することを証する書面
 - (d) (イ) d に該当する者にあつては、登録講習機関の発行した講師として

委嘱している旨の書面

(e) (イ) e に該当する者にあつては、当該警備業務を実施するために必要な専門的な知識及び能力を有することを証する書面

c 添付書類の作成要領等については、ウを参照のこと。

d 申請者が(イ)に掲げる基準に該当すると認めるときは、1級検定受検資格認定書(別記様式第2号)を交付すること。

e 申請者が(イ)に掲げる基準に該当しないと認めるときは、1級検定受検資格不認定通知書(別記様式第3号)によりその旨を通知すること。

(3) 検定申請書の受理

1級の検定に係る検定申請書の受理に際しては、(2)イの疎明資料が添付されていることを確認すること。

なお、当該疎明資料は、検定申請時に検定申請書に添付して提出することとされている(検定規則第9条第4項第1号)ことから、1級の検定を受けようとする者は、検定申請時において検定規則第8条各号のいずれかに該当している必要があることに留意すること。

(4) 受検票の交付

検定申請書の提出を受けたときは、受検資格を満たさない者を除き、原則として即日受検票を交付するとともに、その際に手数料を徴収すること。

(5) 合格証明書の様式

合格証明書の番号は、一連番号を表面右上部の「第号」の部分に記載すること。

なお、再交付及び書換えの場合には、新たに合格証明書を作成して交付することとなるので、備考部分には、その履歴として再交付又は書換えの年月日とその理由をその都度記載し、偽造防止の観点からラミネート加工をすること。

(6) 合格証明書の交付等

ア 法第23条第5項において準用する法第22条第4項各号に定める欠格事由(以下「欠格事由」という。)に該当したことにより合格証明書を交付しない場合には、合格証明書不交付通知書(別記様式第4号)により通知すること。

イ 検定規則第14条の規定により合格証明書の交付を受けようとする者が、合格証明書交付申請書の提出時において欠格事由に該当する場合でも、欠格事由の

有無を調査する期間中に当該欠格事由が消失する場合には、欠格事由がないものとして取り扱って差し支えないこと。

ウ 検定規則第14条第3項第2号の規定により、申請時に提出する検定規則第11条の成績証明書及び検定規則第17条第13号の講習会修了証明書は、交付の日から起算して1年を経過していないものに限ることとされていることに留意すること。

エ 合格証明書は、検定に合格した警備業務の種別及び級に応じて、1枚ずつ交付されるものであることから、既に検定に合格している者が、新たに別の警備業務の種別又は別の級の検定に合格した場合には、別の合格証明書を交付すること。

7 検定の学科試験及び実技試験の実施基準

(1) 体制等

ア 検定担当者

検定担当者は、学科試験及び実技試験の実施の監督を行うこと。

イ 検定試験員

検定実技試験員の指定を受けた警察職員は、検定試験員として、学科試験及び実技試験の採点等を行うこと。

ウ 検定補助員

検定補助員は、学科試験及び実技試験の実施時における検定試験員の補助、採点表の集計、受検者の受付、案内、誘導等の補助活動を行うこと。

エ 担当者の識別

検定担当者、検定試験員及び検定補助員については、その区分を明示した名札又は腕章等を装着させること。

(2) 実施基準

ア 学科試験及び実技試験の実施方法

(ア) 学科試験及び実技試験は、検定の種別及び級別ごとに実施すること。

(イ) 学科試験及び実技試験の出題範囲及び配点基準は、生活安全部長が別に定める。

(ウ) 学科試験は、5枝択一式20問の筆記試験により行い、その配点は、1問につき5点とし、100点満点とすること。

(エ) 学科試験の問題は、警察庁生活安全局生活安全企画課（以下「警察庁生活安全企画課」という。）作成の「学科試験問題例」に掲載されている問題又はこれと難易度が同程度の問題とすること。

(オ) 学科試験の試験時間は60分とし、原則として途中退場は認めないこと。

(カ) 採点は、警察庁生活安全企画課作成の「実技試験問題」及び「採点表」のとおりとすること。

なお、採点は、受検者一人につき一人の検定試験員が行い、採点方法は、減点式採点法とし、採点表の減点欄に配点された点を上限として減点すること。

(キ) 実技試験の途中において、受検者が合格基準に達する成績を得ることができないことが明らかとなるときは、途中で中止することができること。

イ 受検票の携帯

受検票を携帯しない者には、学科試験及び実技試験を受けさせないこと。ただし、やむを得ないと認められる事情がある場合においては、本人であることが確認できた場合にのみ受検させることができる。

ウ 遅刻者

遅刻した者に対しては、学科試験及び実技試験を受けさせないこと。ただし、やむを得ないと認められる事情がある場合であって、学科試験及び実技試験の開始後20分以内であるときは、受検させることができる。

エ 問題用紙等の回収

問題用紙、解答用紙その他試験の実施に関して配布した書面で試験の内容に関するものは、試験の終了後に回収すること。

(3) 合否の判定等

ア 合否の判定基準

学科試験及び実技試験の合格基準については、検定規則第6条第2項及び第4項の規定により、90%以上の成績であることに留意すること。

イ 不正行為をした者の取扱い

(ア) 学科試験及び実技試験の実施中に不正行為を行う者を発見したときは、当該者については、以後の試験を受けさせないこと。この場合において、当該者についての得点は0点とする。

- (イ) 学科試験及び実技試験の終了後、受検者が不正行為を行ったことが判明したときは、当該不正行為を行った者についての得点は0点とする。

ウ 合否の発表

学科試験及び実技試験の合否の発表は、それぞれの試験終了後、速やかに合格者の氏名及び受検番号を発表すること。

発表については、受検者等が確認できる適宜の方法により実施すること。

なお、採点した点数は、公表しないこと。ただし、受検者本人が、自分の点数の教示を申し出た場合には、同人に対し、同人の点数のみを教示するなど、適宜対応しても差し支えない。

エ 成績証明書の交付

実技試験の合否発表後に、合格者に対して、その場所において成績証明書を交付すること。

(4) 学科試験実施上の留意事項

ア 試験問題の表紙の適宜の欄に「受検上の注意事項」等を明記すること。

イ 試験問題の作成に当たっては、文章の表現方法等から、正答が容易に推知されないように配慮すること。

ウ 試験問題の配列については、問題の前後関係から、正答が容易に推知されないように配慮すること。

エ 警察庁生活安全企画課作成の「学科試験問題例」は、検定担当者が保管することとし、部外者はもちろん、部内者においても関係者以外の者に閲覧させないよう、その取扱いには十分に注意すること。

オ 採点に当たっては、次のことに留意すること。

(ア) 5枝択一であるので、1問につき2個以上の解答をした場合には、その解答は0点とすること。

(イ) 解答が判読し難いなど不明瞭である場合には、その解答は0点とすること。

(5) 実技試験実施上の留意事項

ア 実技試験の実施は、検定担当者の指揮の下、検定試験員及び検定補助員による総合的な運用が特に要求されるので、実技試験実施前の適宜の時期に十分な打合せを行い、運用上遺憾のないようにすること。

イ 検定試験員には、事前に「実技試験問題」及び「採点表」の内容を十分に説

明し、採点上の公正性及び厳格性の確保に努めること。

ウ 実技試験の会場は、実施する種目、天候等を考慮して、適宜、屋内又は屋外を選択すること。

エ 公正性の確保のため、会場内に受検実施者以外の受検者が待機できる控室(待機所)等を準備すること。

オ 資機材の準備に当たっては、規格、材質、大きさ等が不齊一とならないように配慮すること。

カ 実技試験の実施に当たって、受検者の数によっては、適宜班編成をして運用するなどに配慮すること。

キ 受検者には、受検票の番号を記載したゼッケン等を装着させ、一見して識別できるようにすること。

ク 実技試験の開始前に、全受検者を集合させ、進行順序、受検上の注意事項、実施要領等について説明し、実技試験が円滑に運用できるように配慮すること。

ケ 各種目ごとの説明に当たっては、適宜の場所において、説明を実施することとし、受検者が理解できるように明瞭に分かりやすく説明すること。

コ 各種目の実技実施中、制限時間内に受検者が実技を終了した場合には、その場に起立させるなどして、未了者との区別を図ること。

サ 検定試験員等は、採点中に受検者と不必要な会話をしないこと。

シ 採点項目が多岐にわたっているので、受検者を交代させる際、検定試験員の採点時間の確保に留意すること。

ス 次の受検者を入場させる前に、使用資機材等会場の設定状況を同一の状態にしておくこと。

セ 受検者の負傷等に備え、救急箱等を準備しておくこと。

(6) 成績証明書交付後の合格の取消し

偽りその他不正の手段により学科試験及び実技試験を受けた者に対しては、合格の決定を取り消すことができる。

なお、合格の決定を取り消したときは、次の措置を講ずること。

ア 合格の決定を取り消した旨を公示すること。

イ 直ちに成績証明書不交付通知書(別記様式第5号)を交付し、成績証明書を交付せず、又は交付した成績証明書を返納させること。

8 標章

検定規則第16条に規定する標章（以下「検定標章」という。）は、軽犯罪法（昭和23年法律第39号）第1条第15号に規定する法令により定められた標章に該当するので、合格証明書の交付を受けていない者又は合格証明書の交付を受けた者ではあるが、現に交付を受けている合格証明書に係る種別の警備業務に従事していない者が検定標章又はこれに似せて作った物を用いた場合は、同号により処罰されることとなる。

< 様式略 >